

鳥取県光化学オキシダント緊急時対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第23条第1項及び第2項の規定に基づき知事が行う光化学オキシダントに係る緊急時の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象地域及び発令基準測定局)

第2条 この要綱に定める緊急時の措置は、別表1の第1欄に掲げる対象地域ごとに、それぞれ同表の第3欄に定める発令基準測定局における測定値に基づいて行うものとする。

2 発令基準測定局における測定は、光化学オキシダントが春から秋にかけて高濃度となることにかんがみ、毎年4月から10月までを強化期間とし、特に4月から6月においては注意深く行うものとする。

(緊急時の区分及び注意報等の発令並びに解除)

第3条 知事は、別表2の発令基準の項または解除基準の項に掲げる大気汚染の状況の区分に応じて、情報、注意報又は警報（以下「注意報等」という。）を発令又は解除するものとする。

(発令等の周知)

第4条 知事は、注意報又は警報を発令又は解除したときは、別図の連絡系統に従って、その旨を住民等に周知するものとする。

(発令時の措置)

第5条 知事は、注意報等の発令を行ったときは、別表2の発令時の措置内容の項に掲げる措置を講ずるものとする。

(緊急時協力工場)

第6条 前条の措置の対象となる工場又は事業場（以下「緊急時協力工場」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法第2条第2項に規定するばい煙発生施設（非常用の施設を除く。）から排出される湿り排出ガス量の最大値の合計が40,000Nm³/h以上の工場又は事業場（以下「ばい煙関係緊急時協力工場」という。）
- (2) 法第2条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設を設置している工場又は事業場（以下「VOC関係緊急時協力工場」という。）。ただし、大気汚染防止法施行令第2条の三別表一の二の九項に掲げる貯蔵タンクのみを設置する場合を除く。

2 緊急時協力工場は、知事から、前条の規定による措置のうち法第 23 条第 1 項の要請又は同条第 2 項の命令を受けたときは、当該要請に応じ、又は当該命令に従って行ったばい煙等の削減措置の実施状況について、法第 26 条第 1 項の規定に基づき、注意報又は警報の解除の日から起算して 7 日以内に各総合事務所長に様式 1 又は様式 2 により報告するものとする。

(被害発生状況の把握等)

第 7 条 知事は、注意報又は警報を発令したときは、別図の連絡系統に従って、当該対象地域における大気汚染が原因と考えられる健康被害の発生状況を把握し、必要に応じて調査等を実施するものとする。

(関係機関との連携)

第 8 条 知事は、この要綱を適正かつ円滑に運用するため、関係機関との連携を緊密にし、相互協力体制の確立に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 4 日から施行する。

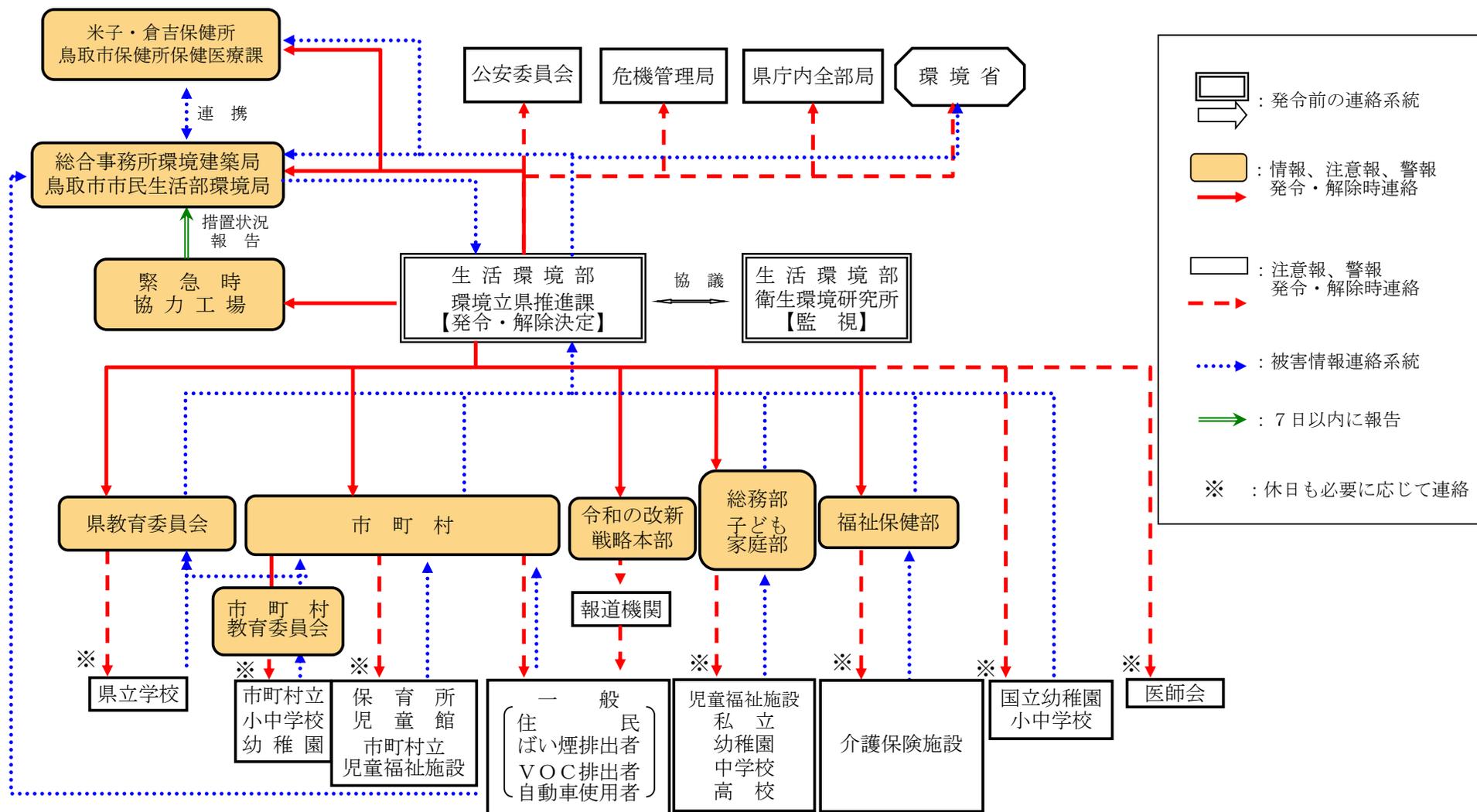
別表 1 (第 2 条関係)

	対象地域	対象地域の市町村	発令基準測定局	発令基準測定局の所在地
1	東部地域	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町	鳥取県庁西町分庁舎	鳥取市西町1-401
2	中部地域	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	倉吉保健所	倉吉市東巖城町 2
3	西部地域	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	米子工業高校	米子市博労町4-220

別表2 (第3条、第5条関係)

発令区分	情報提供	注意報	警 報
発令基準	1時間値が ≥ 0.10 ppm以上となり、かつ、気象条件から見てその状況が継続すると認められるとき。	1時間値が ≥ 0.12 ppm以上となり、かつ、気象条件から見てその状況が継続すると認められるとき。	1時間値が ≥ 0.4 ppm以上となり、かつ、気象条件から見てその状況が継続すると認められるとき。
対象地域	発令基準に該当する基準測定局のある対象地域の市町村	発令基準に該当する基準測定局のある対象地域の市町村	発令基準に該当する基準測定局のある対象地域の市町村
解除基準	1時間値が ≥ 0.10 ppm未満となるとき又は、気象条件から見てその状態が悪化するおそれなくなったと認められるとき。	1時間値が ≥ 0.12 ppm未満となり、気象条件から見てその状態が悪化するおそれなくなったと認められるとき。	1時間値が ≥ 0.4 ppm未満となり、気象条件から見てその状態が悪化するおそれなくなったと認められるとき。
発令時の措置内容	<ol style="list-style-type: none"> 対象地域内のばい煙関係緊急時協力工場に対し、注意報が発令された場合の燃料使用量等の削減に備えるよう要請する。 対象地域内のVOC関係緊急時協力工場に対し、注意報が発令された場合のVOC排出量の削減に備えるよう要請する。 関係市町村及び県関係課に対し、注意報の発令に備えるよう要請する。 	<ol style="list-style-type: none"> 一般県民に対し、緊急時の注意事項等について周知する。 緊急時協力工場以外のばい煙等を排出する者に対し、ばい煙等の排出削減について協力を要請する。 自動車使用者に対し、自動車の使用自粛について協力を要請する。 対象地域内のばい煙関係緊急時協力工場に対し、削減が著しく困難である場合を除き、原則として通常燃料使用量等の20%程度以上の削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう要請する。 対象地域内のVOC関係緊急時協力工場に対し、削減が著しく困難である場合を除き、原則として通常VOC排出量の20%程度以上の削減を要請する。 	<ol style="list-style-type: none"> 一般県民に対し、緊急時の注意事項等について周知する。 緊急時協力工場以外のばい煙等を排出する者に対し、ばい煙等の排出削減について協力を要請する。 自動車使用者に対し、自動車の使用自粛について協力を要請する。 対象地域内のばい煙関係緊急時協力工場に対し、削減が著しく困難である場合を除き、原則として通常燃料使用量等の40%程度以上の削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう命令する。 対象地域内のVOC関係緊急時協力工場に対し、削減が著しく困難である場合を除き、原則として通常VOC排出量の40%程度以上の削減を命令する。 当該大気汚染が自動車排出ガスに起因していると認められるときは、県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとることを要請する。

光化学オキシダント緊急時の連絡系統



様式1

緊急時ばい煙削減措置状況報告書

年 月 日

鳥取県知事 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者氏名

鳥取県光化学オキシダント緊急時対策要綱第6条第2項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業場の名称							
工場又は事業場の所在地							
削減措置年月日		年 月 日 ()					
発 令 区 分		注意報 ・ 警報					
削 減 内 容	施設名	使用燃料等名	発令直前の燃料 使用量等(/h)	通常の燃料使用 量等 (/h)	削減措置を実 施した時間	削減した燃料 等の量(/h)	削減率 (%)
					: ~ :		—
							—
							—
							—
							—
		合 計			A		B
その他の措置内容							
要請又は命令され た量を削減するこ とが著しく困難な 場合の理由		(※要請又は命令された量を削減することが著しく困難な場合のみ記載)					
担 当 者	所 属				氏 名		
	電 話				ファクシミリ		

- 注 1 削減内容欄には、すべてのばい煙発生施設の状況を記載すること。
2 削減率は、 $B/A \times 100$ で計算した値を記載すること。

様式2

緊急時VOC削減措置状況報告書

年 月 日

鳥取県知事 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表者氏名

鳥取県光化学オキシダント緊急時対策要綱第6条第2項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業場の名称				
工場又は事業場の所在地				
削減措置年月日	年 月 日 ()			
発令区分	注意報 ・ 警報			
措置内容及び削減率				
要請又は命令された量を削減することが著しく困難な場合の理由	(※要請又は命令された量を削減することが著しく困難な場合のみ記載)			
担当者	所属		氏名	
	電話		ファクシミリ	